

事務事業評価表 平成23年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
 施策 社会保障の充実
 基本事業 市営住宅の整備

事業名 **市営住宅環境改善整備事業**

[0227]

部名	建設部	事業開始年度	- 年度	実施計画事業認定	対象
課名	建築住宅課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>市営住宅</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>住宅の長寿命化を図るため、適切な計画修繕等を行い、住替え等の対応ができる住宅を確保する。</p>
手段	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>住宅の老朽化に伴い住環境が低下している住宅について、中長期的な年次計画を立て、建物等の計画修繕等を行う</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度当初
対象指標1	市営住宅戸数 (政策空家を除く)	戸	1,215	1,215	1,215	1,198
対象指標2						
活動指標1	屋根等改修戸数	戸	18	34	35	28
活動指標2	外壁等改修戸数	戸	18	34	35	28
成果指標1	全体改修率	%	54.8	57	59.9	63.1
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	43,849	88,349	82,708	37,603
正職員人件費 (B)		千円	13,791	17,011	8,060	8,146
総事業費 (A) + (B)		千円	57,640	105,360	90,768	45,749

費用内訳	
22年度	委託料 3,899千円、使用料及び賃借料 2,921千円、工事請負費 75,888千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始 背景		事業を 取り巻く 環境変化	消防法の改正に伴い火災警報器を5ヵ年計画で市営住宅各戸に設置する
------------	--	---------------------	----------------------------------

22年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業
妥当である
妥当性が低い

理由
・
根拠は？

市営住宅の改善整備事業は公住法に基づき、事業主体として行わなければならない修繕範囲を年次計画を立てて実施している。公営住宅法第21条（修繕の義務）

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい
貢献度ふつう
貢献度小さい
基礎的事務事業

理由
・
根拠は？

公住法に基づき、事業主体が行わなければならない修繕範囲（家屋の壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気設備など）のうち、必要最小限の範囲として屋根及び外壁の改修を行っている。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

あがっている
どちらかといえばあがっている
あがらない

理由
・
根拠は？

必要最小限の範囲内ではあるが、年次計画を立てて実施している。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大
成果向上余地 中
成果向上余地 小・なし

理由
・
根拠は？

成果を向上させるためには、相当の予算措置を必要とする。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある
ない

理由
・
根拠は？

住環境を維持するために必要な最小限の修繕を実施しており、これ以上のコスト削減は困難。